

議案第 16 号

帯広市職員定数条例の一部改正について  
帯広市職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市職員定数条例の一部を改正する条例

帯広市職員定数条例（昭和 27 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「135 人」を「142 人」に改め、同項第 4 号中「3 人」を「4 人」に改め、同項第 5 号中「5 人」を「6 人」に改め、同項第 7 号ア中「139 人」を「144 人」に改め、同号イ中「70 人」を「65 人」に改め、同項第 8 号中「7 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

福祉部門等の行政需要の拡大等を踏まえ、上限となる職員定数を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。